

焼却施設の維持管理に関する記録

広域クリーンセンター

令和 6年度

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)が処分された各月毎の重量

単位: ton

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総合計
1号炉 焼却量	720.57												720.57
2号炉 焼却量	741.56												741.56
3号炉 焼却量	690.56												690.56
合計焼却量	2,152.69	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,152.69

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、バグフィルタ入口燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全ての日平均値の月平均値)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度[°C]※1	1号炉	945												945
	2号炉	945												945
	3号炉	954												954
バグフィルタ入口燃焼ガス温度[°C]※2	1号炉	186												186
	2号炉	184												184
	3号炉	181												181
排出ガス中のCO濃度[ppm]※3	1号炉	12												12
	2号炉	19												19
	3号炉	12												12

※1 フロー図上の①にて測定

※2 フロー図上の②にて測定

※3 フロー図上の③にて測定

3. ばい煙濃度又はばい煙濃度測定結果

1号炉

区 分	規制値		単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
	法定規制	自主基準値							
排ガスを採取した年月日				R6.4.24					
結果の得られた年月日				R6.5.17					
ばいじん濃度※4	0.15以下	0.03以下	g/m <sup>3</sup> N	0.004未満					
硫黄酸化物濃度※4	1972以下	100以下	ppm	12					
窒素酸化物濃度※4	250以下	150以下	ppm	88					
塩化水素濃度※4	430以下	200以下	ppm	44					

※4 フロー図上の④にて測定

2号炉

区 分	規制値		単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
	法定規制	自主基準値							
排ガスを採取した年月日				R6.4.25					
結果の得られた年月日				R6.5.17					
ばいじん濃度※4	0.15以下	0.03以下	g/m <sup>3</sup> N	0.003未満					
硫黄酸化物濃度※4	1972以下	100以下	ppm	7.1					
窒素酸化物濃度※4	250以下	150以下	ppm	89					
塩化水素濃度※4	430以下	200以下	ppm	37					

※4 フロー図上の④にて測定

3号炉

区 分	規制値		単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
	法定規制	自主基準値							
排ガスを採取した年月日				R6.4.26					
結果の得られた年月日				R6.5.17					
ばいじん濃度※4	0.15以下	0.03以下	g/m <sup>3</sup> N	0.004未満					
硫黄酸化物濃度※4	1972以下	100以下	ppm	11					
窒素酸化物濃度※4	250以下	150以下	ppm	87					
塩化水素濃度※4	430以下	200以下	ppm	95					

※4 フロー図上の④にて測定

4. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

区 分	規制値		単位	1号炉	2号炉	3号炉
	法定規制	自主基準値				
排ガスを採取した年月日						
結果の得られた年月日						
排ガス中のダイオキシン類濃度※4	5以下	0.5以下	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N			

※4 フロー図上の④にて測定

5. 冷却設備、排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った日

1号炉

排ガス処理設備	回数	実施日
白防用空気加熱器	1回目	
空気予熱器	2回目	

2号炉

排ガス処理設備	回数	実施日
白防用空気加熱器	1回目	
空気予熱器	2回目	

3号炉

排ガス処理設備	回数	実施日
白防用空気加熱器	1回目	
空気予熱器	2回目	

6. 集じん固化灰 溶出量有害物質測定結果(重金属類を含む)

測定結果が得られた年月日

検 査 項 目	基 準 値	採取日	
		測 定 値	単 位
水銀又はその化合物	0.005以下		mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと		mg/l
カドミウム又はその化合物	0.3以下		mg/l
鉛又はその化合物	0.3以下		mg/l
有機燐化合物	1.0以下		mg/l
六価クロム化合物	1.5以下		mg/l
砒素又はその化合物	0.3以下		mg/l
シアン化合物	1.0以下		mg/l
PCB	0.003以下		mg/l
トリクロロエチレン	0.3以下		mg/l
テトラクロロエチレン	0.1以下		mg/l
ジクロロメタン	0.2以下		mg/l
四塩化炭素	0.02以下		mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04以下		mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1.0以下		mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下		mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3.0以下		mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下		mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下		mg/l
チウラム	0.06以下		mg/l
シマジン	0.03以下		mg/l
チオベンカルブ	0.2以下		mg/l
ベンゼン	0.1以下		mg/l
セレン又はその化合物	0.3以下		mg/l
1,4-ジオキサン	0.5以下		mg/l
ふっ素及びその化合物	24以下		mg/l
ほう素及びその化合物	30以下		mg/l

※ 法定基準値の欄に「検出されないこと」とは、「昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3」の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

定量限界: アルキル水銀=0.0005mg/l